

## 認定通関業者の認定について

下記のとおり認定通関業者を認定したので、関税法第 79 条第4項の規定に基づき公告する。

### 記

- 通関業者名 **ボロレ・ロジスティクス・ジャパン株式会社**  
(法人番号)9010001038245  
英 名 **Bolloré Logistics Japan K.K.**  
所 在 地 **東京都中央区八丁堀三丁目 14 番 2 号**
- 関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて同条第2項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

営業所名	所在地
羽田空港支店	東京都大田区羽田空港 2-6-3 第一国際貨物ビル 431・432
羽田空港支店第二	東京都中央区八丁堀 3-14-2 東八重洲シティービル 3階

- 関税法第 67 条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第1項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

上記2.の通り

- 認定年月日

令和3年11月26日

令和3年11月26日

東京税関長 諏訪園 健司